

第5次長野市高齢者福祉計画・第4期長野市介護保険事業計画 「あんしんいきいきプラン21」の概要

総論

1 計画策定の趣旨【計画書2頁】

市民一人ひとりが長生きして良かったと実感できる、心の通い合う豊かで元気のあるまちをつくるため、第4次長野市高齢者保健福祉計画及び第3期長野市介護保険事業計画（以下、「前計画」という。）の見直しを行い、新たに第5次長野市高齢者福祉計画と第4期長野市介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の基本的性格【計画書3頁】

前計画までは、高齢者保健計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体の計画としてきましたが、平成20年4月に老人保健法が廃止されたことを踏まえ、本計画からは、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして、高齢者の福祉及び介護等に関する総合的な計画とします。

また、本計画は、前計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階という位置づけであることから、「基本理念」は変更せず、これまでの実施状況についての評価及び分析を踏まえた「基本的な政策目標」を掲げ、その政策目標を実現するための施策を示しています。

3 計画の期間【計画書3頁】

平成21年度を初年度とし、平成23年度を目標年度とする3か年計画とします。

ただし、国の指針に基づき、平成26年度を最終目標年度とする目標値の設定を必要に応じ行います。

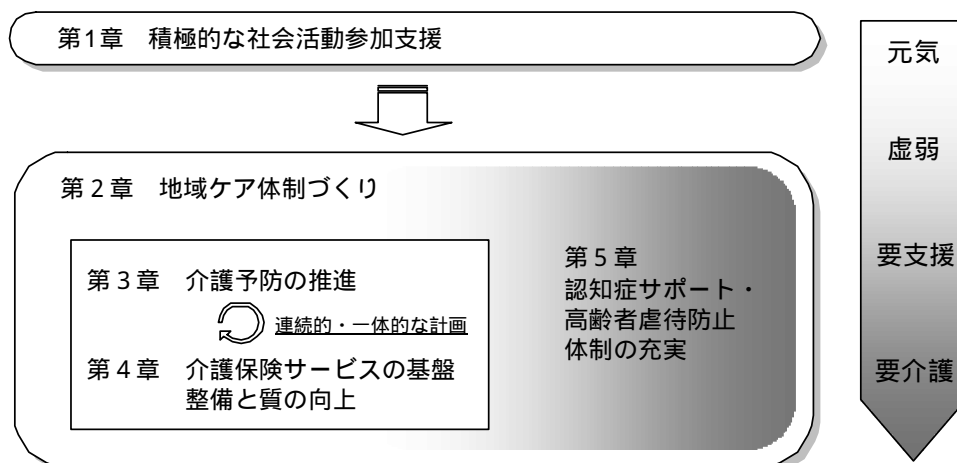
年 度	(平成)	18	19	20	21	22	23	26
第4次長野市高齢者保健福祉計画・ 第3期長野市介護保険事業計画					→			目標の設定
第5次長野市高齢者福祉計画・ 第4期長野市介護保険事業計画					→			

4 基本的な政策目標と計画の構成【計画書25頁】

「基本的な政策目標」は前計画とほぼ変更ありませんが、高齢者のライフサイクル（元気要介護）及び計画の体系と整合をとる観点から順番を変更します。

また、計画各論の構成を、従来の担当課ごとに事業を提示する「縦割り」ではなく、「基本的な政策目標」ごとに具体的な取り組みを提示する構成に変更します。

【施策展開のイメージ】



各論 1 積極的な社会活動参加支援

積極的に社会活動に参加し、生きがいづくりや健康づくりに取り組むことができるような環境づくりを推進します。

主な見直し方針

(1) おでかけパスポート事業【計画書 33 頁】

利用者負担の段階的な引き上げや3者(利用者、バス事業者、市)の負担割合を見直し、今後は生活交通を担う交通施策全体の中でICカードの導入も含め方向性を検討します。

(2) 老人憩の家運営事業【計画書 37 頁】

今後、受益者負担の見直しを検討するとともに、民間と競合する「憩の家」の入浴施設部分については段階的に縮小しながら、老朽化した「憩の家」について再編を行います。

(3) ながのシニアライフアカデミー(旧老人大学園)運営事業【計画書 38 頁】

事業名を老人大学園から「ながのシニアライフアカデミー」に変更し、長野県短期大学、信州大学と連携し、先進的な高齢者向けの人材育成講座の提供に努めます。

(4) ゲートボールコート等設置助成事業【計画書 40 頁】

補修用の原材料の支給は平成 20 年度をもって廃止し、設置のための補助金は本計画期間内に廃止します。

(5) すこやか入浴事業【計画書 44 頁】

平成 21 年度を最終年度として事業を廃止します。

前計画から削除した事業

[外出支援サービス事業] 豊野・戸隠地区：平成 20 年度より地域たすけあい事業へ移行し実施
大岡地区：平成 21 年度から大岡地区の公共交通体系に位置付けて実施

各論 2 地域ケア体制づくり

日常生活圏域ごとの特性に応じ地域ケアを担う各種サービス提供体制の整備・充実を図り、24 時間 365 日安心して生活することができる環境づくりを推進します。

主な見直し方針

(1) 日常生活圏域の設定【計画書 58 頁】

前計画では保健福祉ブロック(9か所)を日常生活圏域と設定していますが、本市では都市内分権の推進をしており、住民自治協議会の設置も行政区ごとに進んでいることから、本計画では、住み慣れた地域である行政区(30か所)を「日常生活圏域」と設定することとします。

なお、施設整備等については効率的な配置を考慮する必要があるため、行政区単位よりも大きな「くくり」で捉え、従来からの「保健福祉ブロック」の枠組みも考慮し、弾力的に運用します。

(2) 地域包括支援センター【計画書 63 頁】

現在、担当の地区内の高齢者人口、地域の広さ等にはばらつきがあることから、以下の点を「基本的な方針」と位置付け、各地域の地理的、社会的実情や事業者などの諸条件を勘案しながら段階的に増設を図っていきます。

地域包括支援センター1か所あたりの適正な対象高齢者人口を6,000人程度と設定します。

地域住民の信頼を得ている在宅介護支援センターを有効的に活用します。

	平成 20 年度	平成 23 年度目標	平成 26 年度目標
地域包括支援センター	9 か所	13 か所	17 か所
在宅介護支援センター	17 か所	地域の実情に応じ必要数	地域の実情に応じ必要数

(3) 在宅福祉介護料の支給事業【計画書 79 頁】

現金給付については段階的に縮小し、引き続き事業のあり方を検討します。

(4) 友愛活動、地域たすけあい事業への支援【計画書 83 頁】

実施地区に対して活動実績等を考慮した一定の割合に基づき、実施内容を地域が自主的に考えることができるような補助金又は交付金形態の導入を検討します。

(5) 高齢者福祉施設等の整備方針【計画書 95 頁】

前計画においては、可能な限り介護保険の在宅及び居住系サービス¹で対応することとしてきましたが、介護老人福祉施設の入居待機者は増加傾向にあり、対策が必要となっています。

本計画においても引き続き介護保険の在宅及び居住系サービスの基盤整備を促進していきませんが、従来の介護保険施設整備の方針を転換し、一部施設の整備凍結を解除することにより、介護老人福祉施設の入居待機者の減少に努めます。

施設類型		平成 20 年度末の現況	平成 23 年度目標
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)(定員)		28 人	28 人
高齢者共同生活支援施設(定員)		14 人	14 人
老人福祉センター		12 施設	12 施設
老人憩の家		10 施設	10 施設
養護老人ホーム(定員)		150 人	150 人
軽費老人ホーム(A型)(定員)		50 人	50 人
ケアハウス(定員)		319 人	319 人
保健センター		12 施設	12 施設
特定施設(30人以上の有料老人ホーム等)(定員)		250 人	398 人
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護拠点(定員)	99 人	299 人
	認知症対応型共同生活介護施設(認知症高齢者グループホーム)(定員)	316 人	514 人
	地域密着型特定施設(29人以下の有料老人ホーム)(定員)	151 人	238 人
	地域密着型介護老人福祉施設(29人以下の小規模特別養護老人ホーム)(定員)	0 人	(凍結解除) 145 人
介護保険施設(市内定員数)			
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(定員)		1,290 人	(凍結解除) 1,440 人
介護老人保健施設(定員)		1,122 人	1,122 人
介護療養型医療施設(定員)		316 人	平成 23 年度末で廃止 (各介護保険施設等への転換を認める)

前計画から削除した事業

[福祉電話設置事業]:平成 19 年度より民間サービスで対応

[軽度生活支援サービス事業]:平成 21 年度より地域たすけあい事業等で実施

[小規模ケア施設(宅老所)]:平成 18 年度より国の整備交付金により実施

¹ 居住系サービス/介護保険サービス区分上「在宅サービス」に位置づけられている、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護のサービス。「介護を受けながら住み続けられる住まい」として位置づけられている。

各論 3 介護予防の推進

高齢期に可能な限り要介護状態とならないために、加齢と共に生活機能低下を予防する介護予防を推進します。

- (1) 特定高齢者把握事業【計画書 120 頁】
- (2) 通所型・訪問型介護予防事業【計画書 121 頁】
- (3) 介護予防特定高齢者施策評価事業【計画書 126 頁】

平成 18 年度からの実績を追加、加味し、今後の方針を記載します。

各論 4 介護保険サービスの基盤整備と質の向上

各種介護サービスの実施状況を踏まえ、需要に応じた介護サービスの整備目標を定め、量的整備を促すとともに個人の尊厳に配慮した質の向上を図る必要があります。

また、日常生活圏域を基本として、在宅を中心とした生活を円滑に行うことができるよう、様々な保健福祉・介護保険サービスが総合的に提供される体制づくりを推進します。

- (1) 介護保険サービス見込み量の見直し【計画書 135 頁】

平成 26 年度までの「被保険者推計」「要支援・要介護認定者推計」「施設・居住系サービス利用者数の推計」、平成 23 年度までの「居宅サービス利用者数の推計」を記載します。

- (2) 本市と地域密着型サービスへのかかわり【計画書 145, 149 頁】

地域密着型サービス事業者への指導・監査及び長野市地域密着型サービス運営委員会については、平成 18 年度からの実績を追加、加味し、今後の方針を記載します。

各論 5 認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実

認知症を予防するための正しい知識の普及啓発に努めるとともに、認知症を予防するサービスの充実に努め、様々なサービスを総合的に提供する施策を推進します。

また、高齢者虐待に関する正しい知識の普及を図り、成年後見制度等の積極的な活用を行うことで、認知症の方の権利を守るとともに、養護者の支援を推進します。

- (1) 高齢者の権利擁護について【計画書 160 頁】

高齢者の権利擁護について、平成 18 年度からの実績を追加、加味し、今後の方針を記載します。

【参考】介護保険料の段階設定、保険料額について

以下のポイントに基づいて次期介護保険料を算定しました。

保険料の段階数については現行の 6 段階を見直し、9 段階設定とし、負担能力に応じたより細やかな設定とします。〈別添表 1 参照〉

保険料を算定するための介護保険のサービス見込量は、あいプランの施設整備方針等に基づいています。

国における介護報酬 3% 引き上げの答申を加味しています。

介護報酬改定に伴う国からの特例交付金、介護保険準備基金により、保険料額の上昇を抑制しています。〈表 2 参照〉

【第 1 号被保険者の保険料額の推移】

〈表 2〉

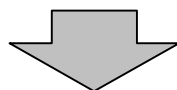
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
	平成 12～14 年度	平成 15～17 年度	平成 18～20 年度	平成 21～23 年度
保険料基準額(月額)	2,570 円	3,090 円	3,890 円	3,990 円
保険料基準額(年額)	30,840 円	37,080 円	46,680 円	47,880 円
基準額の増加率	-	20.2%	25.9%	2.6%
全国平均(月額)	2,911 円	3,293 円	4,090 円	4,270 円
県平均(月額)	3,068 円	3,484 円	3,882 円	

12 月 1 日時点での厚生労働省発表の推計値

【介護保険料の段階設定と介護保険料額の比較】

[現介護保険料(平成18年度から平成20年度)]

段階	対象者	介護保険料額 (月額)	
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税	基準額×0.5	1,945円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5	1,945円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額×0.75	2,918円
第4段階 (基準額)	本人は市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税されている	基準額	3,890円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	4,863円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	5,835円



[次期介護保険料(平成21年度から平成23年度)]

段階	対象者	介護保険料額 (月額)		現行との比較 増減額
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税	基準額×0.5	1,995円	+50円 (現第1段階)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5	1,995円	+50円 (現第2段階)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額×0.75	2,993円	+75円 (現第3段階)
第4段階 (新設)	本人は市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税されており、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.875	3,491円	-399円 (現第4段階)
第5段階 (基準額)	本人は市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税されており、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額	3,990円	+100円 (現第4段階)
第6段階 (新設)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下	基準額×1.125	4,489円	-374円 (現第5段階)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え、200万円未満	基準額×1.25	4,988円	+125円 (現第5段階)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上、400万円未満	基準額×1.5	5,985円	+150円 (現第6段階)
第9段階 (新設)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上	基準額×1.75	6,983円	+1,148円 (現第6段階)